合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日で、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第一六三号）
令和七年八月一日
愛知県小牧市東三丁目一番地
（甲）住友理工株式会社
代表取締役　清水　和志
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番一三号
（乙）住理工商事株式会社
代表取締役　日比野　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　中部経済新聞
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　三頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一二九頁（号外第一六一号）
令和七年八月一日
愛知県岡崎市洞町字寺前三番地一
（甲）株式会社ネイブレイン
代表取締役　木原　陽一
愛知県岡崎市戸崎町字越舞二八番五
（乙）株式会社トチスマコーポレーション
代表取締役　山本　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月十一日
掲載頁　七十七頁（号外第二八七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十三日
掲載頁　五十四頁（号外第二九八号）
令和七年八月一日
京都府城陽市久世北垣内一九番地一
（甲）株式会社ナクアス
代表取締役　村田　直哉
大阪府吹田市江の木町二五番五号
（乙）ワイケイエス株式会社
代表取締役　村岡信太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十七日に終了しております。

なお、甲は令和七年十月一日付で商号をＮＥＸＵＳ　ｗｉｎｄｏｗ株式会社に変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一九五頁（号外第一四八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一九四頁（号外第一四八号）
令和七年八月一日
京都府伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地
（甲）京都三協サッシ株式会社
代表取締役　岡田順三郎
京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地
（乙）上原硝子株式会社
代表取締役　八尾　一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　六十一頁（号外第一〇三号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）
令和七年八月一日
大阪市淀川区十三東一丁目一番二八号
（甲）光食品工業株式会社
代表取締役　山口　鎮雄
大阪市淀川区十三東一丁目一番二八号
（乙）株式会社ヒラヤマ
代表取締役　山口　鎮雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　産業経済新聞
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　十八頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二三七頁（号外第一六九号）
令和七年八月一日
大阪府東大阪市本庄西二丁目六番五号
（甲）大西機工株式会社
代表取締役　渕上　正秀
福岡市南区大楠三丁目一番三〇号
（乙）株式会社澤永商店
代表取締役　鮎澤　佳宏

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の直近の貸借対照表は、当該組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法の規定により公告いたします。

令和七年八月一日
和歌山県紀の川市粉河一五三〇番地
（甲）伊那酒販協同組合
代表理事　楠　富晴
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地
（乙）湯浅酒販協同組合
代表理事　粂田　和穂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の弟子屈ラーメン総本店運営事業及びセントラルキッチン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　六十五頁（号外第一四一号）
令和七年八月一日
北海道川上郡弟子屈町摩周一丁目一番一八号
（甲）株式会社エスケーワイ
代表取締役　菅原　憲一
札幌市中央区南一条西七丁目二〇番地一札幌スカイビル三Ｆ－Ａ室
（乙）株式会社エフビーエス
代表取締役　菅原　憲一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は自らの東北地方における水処理事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項の簡易分割の規定により、乙は同法第七九六条第一項の略式分割の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を行うことを決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、左記会社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済
（乙）https://east-japan.kurita.co.jp/
令和七年八月一日
東京都中野区中野四丁目一〇番一号
（甲）栗田工業株式会社
取締役　代表執行役社長　江尻　裕彦
東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号
（乙）クリタ東日本株式会社
代表取締役社長　井上　真